

# 離婚届

※窓口にお越しの際は、**本人確認書類**(運転免許証・健康保険証など)をお持ちください。

## 《関連する手続き》

西部支所 〒799-1394 愛媛県西条市周布349番地1  
代表 (0898) 64-2700

項目	内容【 】内は、必要なもの	西部支所担当課
<input type="checkbox"/> 戸籍	○届出した市区町村と本籍地が異なる場合は、戸籍に反映されるまでに1週間程度かかります。	
<input type="checkbox"/> 住民登録	○住所や世帯主を変更する場合は、住民異動届が必要です。 異動届は、平日(8:30~17:15)のみ受付しています。 ★代理の方が届出される場合は、委任状が必要です。 ★離婚による氏や本籍の変更は届出の必要はありません。離婚届を提出した市区町村と住所地が異なる場合は、住民票に反映されるまでに1週間程度かかります。	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	○氏の変更がない場合は、手続きは必要ありません。 ○氏の変更になり、登録印に変更前の氏が含まれている場合は、抹消されますので、新しい印鑑で登録申請が必要になります。	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	○氏名・住所等が変更になる場合は、カードをお持ちください。カードに変更後の氏名・住所等を記載します。 【マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード・暗証番号】	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	○住所変更や氏名変更に伴い手続きが必要です。 【国民健康保険証】 ★限度額適用認定証等をお持ちの場合も同様です。 ★国税の再計算が必要になる場合があります。 ○他の保険から市国保に加入する場合は、14日以内に手続きが必要です。【資格喪失連絡票】 ○市国保から他の保険に加入する場合は、新しい健康保険証ができてから、資格喪失の届出をしてください。 【国民健康保険証・新しい健康保険証または資格取得証明書】 ★新しい保険資格ができた後に国保証を使用していた場合、市国保が負担した医療費を請求させていただくことがあります。	市民福祉課 市民生活係  庁舎1階
<input type="checkbox"/> 国民年金	○厚生年金等の被扶養配偶者(3号)は、国民年金(1号)被保険者への種別変更手続きが必要です。 【年金手帳・資格喪失証明書等】 ○国民年金(1号)被保険者は、手続きは必要ありません。 ※年金手帳の氏名変更欄等をご自分で記載してください。 ○厚生年金等(2号)被保険者は、勤務先で手続きをしてください。 ○離婚時の年金分割制度があります。婚姻期間中の厚生年金を分割して年金額を計算することができます。離婚後原則2年以内に手続きが必要なため、お早めに最寄りの年金事務所までご相談下さい。 《新居浜年金事務所》0897-35-1300 《今治年金事務所》0898-32-6141	
<input type="checkbox"/> 市立小中学生(保護者)	○お子さんの保護者を変更する場合は、担任の先生にご連絡いただくか、本庁の学校教育課窓口(右記)でお伝えください。	本庁 学校教育課 学務係 本庁新館4階 (0897-52-1252)
<input type="checkbox"/> 上水道	○上水道を利用される所有者及び使用名義人が変更となる場合は、手続きが必要です。	環境課 水道係 庁舎1階
<input type="checkbox"/> 下水道	○下水道を利用される所有者及び使用名義人が変更となる場合は、手続きが必要です。	環境課 下水道係 庁舎1階

※裏面に続きます。

項目	内容【 】内は、必要なもの	西部支所担当課
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	○氏名・住所等が変更になる場合は手続きが必要です。 <b>【身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・印鑑】</b>	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	○氏名・住所等が変更になる場合、新しい被保険者証は後日郵送します。 ★旧氏名の被保険者証は、新しい証が届いてからお返しください。 ★限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの場合も同様です。	
医療費助成	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者	市民福祉課 福祉保険係  庁舎1階
	<input type="checkbox"/> こども (中学生以下)	
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭	
<input type="checkbox"/> 介護保険	○助成対象者、保護者の氏名や住所が変更になる場合や保護者を変更する場合などは、手続きが必要です。 <b>【以前の受給者証】</b> ○健康保険証が変更になる場合も手続きが必要ですが、新しい健康保険証ができてから手続きしてください。 <b>【新しい健康保険証・以前の受給者証】</b>	
<input type="checkbox"/> 児童手当 (公務員を除く)	○20歳未満の子を扶養しているひとり親とその子など、一定の要件に該当する場合に保険診療による医療費の一部負担金を助成します。 ○世帯状況により必要書類が異なりますので事前にご相談ください。 <b>【親と子の健康保険証・こども医療費受給者証など】</b>	
<input type="checkbox"/> 愛顔っ子応援券 (おむつ券)	○氏名・住所等が変更になる場合は、手続きが必要です。 ★世帯の課税状況等の変化により負担限度額の段階が変更になる場合、改めて審査を行うため再度申請を行っていただく必要があります。 <b>【印鑑】</b>	
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	○受給者が変更になる場合や氏名等が変更になる場合は、手続きが必要です。(原則、手続きされた翌月分からの支給となります) <b>【請求者名義の口座が分かるもの・請求者の健康保険証など】</b> ○離婚を前提で別居中の方はご相談ください。	市民福祉課 こども係  庁舎1階
<input type="checkbox"/> 各種市税	○保護者が変更となる場合は、手続きが必要です。 <b>【おむつ券】</b>	
<input type="checkbox"/> 市県民税	○父母の離婚により18歳以下の児童を引き取り養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合に支給されます。申請には事前に相談が必要です。 <b>【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の口座が分かるものなど】</b> ★状況によって必要書類が増える場合があります。	
<input type="checkbox"/> 保育施設等入所児童 (保育所・幼稚園・認定こども園等)	○手続きが必要です。 <b>【戸籍謄本(離婚日がわかるもの)・ひとり親世帯等医療費受給者証・児童扶養手当証書のいずれか(コピー可)]</b>	
<input type="checkbox"/> 各種市税	○口座名義人の氏名が変更になる場合は、口座振替変更の手続きが必要です。 ○口座振替を廃止する場合は、手続きが必要です。	総務管理課 税務係
<input type="checkbox"/> 市県民税	○確定申告(市県民税申告)時に、寡婦・ひとり親控除の申請ができる場合があります。	庁舎1階

◇ 離婚届後、お子さんを離婚後の母(父)の戸籍に入れるためには・・・ ◇

①家庭裁判所への子の氏変更許可申立

- ★申立人は、入籍する子  
入籍する子が15歳未満のときは法定代理人
- ★持参する書類
  - ・子と父母の戸籍謄本
  - ・手数料(1名につき800円の収入印紙)
  - ・84円切手・印鑑 など
- ※詳しくは、松山家庭裁判所 西条支部家事係  
(電話:0897-56-0650)



②西条市役所への入籍届

- ★届出人は、入籍する子  
入籍する子が15歳未満のときは法定代理人
- ★持参する書類
  - ・入籍届
  - ・子と父母の戸籍謄本
  - ※本籍地が西条市の場合は不要
  - ・子の氏の変更許可審判書の謄本